

尾道市空家等改修支援事業補助金

尾道市では、空家等の活用による地域の活性化を目的に、「尾道市空き家バンク」に登録している空家等に居住するための改修に要する費用の一部を補助（上限３０万円）します。

1 補助対象区域

【尾道市空き家バンク対象区域】

○町全域 西土堂町、東土堂町、長江一丁目・二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、因島各町、御調町、原田町

○車が入れない路地に面した区域

東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、尾崎本町

2 対象建築物

次のすべてを満たす建築物が対象となります。

- ① 市内の戸建て住宅、長屋住宅、集合住宅、併用住宅（延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）で、人が居住又は使用していないこと。
ただし、長屋住宅、集合住宅は全棟空室に限ります。
- ② 尾道市空き家バンクに登録した空家等であること。
- ③ 建築基準法その他の建築に係する法令に照らし、適当と認められること。
- ④ 「特定空家等」の認定を受けていないこと。

3 対象者

次の①から③のいずれかに該当し、アからエのすべてを満たす人が対象となります。

【次のいずれかに該当すること】

- ① 対象空家等の所有者等（空き家バンク物件を購入し所有する者を除く。）
- ② 空き家バンク物件の賃貸人
- ③ 空き家バンク物件を購入し所有者となった人

【次のすべてに該当すること】

ア 改修工事完了後、原則３０日以内に、所有者等の３親等内以外の人が入居（住民票を異動）し、かつ１０年以上定住する見込みであること。ただし、上記の③に該当する場合は、購入前の所有者等の３親等内以外であること。

イ 改修工事後に居住予定の人は、市外居住者か、もしくは市内居住者のうち、補助対象空家等への転居後に補助申請日時点の住まいが空家等とならない人。（現在の住まいが賃貸住宅や共同住宅の一室、他に居住者がいる住宅で転居後に空家等とならない、等）

ウ 市税等の滞納がないこと

エ 暴力団関係者でないこと

4 対象工事

次のすべてを満たすものが対象となります。

- ① 市内に本店、支店、営業所等を置く法人又は個人事業者が施工する工事で、次のア又はイに該当する工事であること

ア 台所、浴室、便所、洗面所等の改修

イ 内装、屋根、外壁等の改修

※併用住宅の場合は、居住部分の改修工事のみ

- ② 他の公的な補助金と補助対象を同一としない工事であること

5 補助金の額

補助対象経費の3分の2（上限30万円）

6 募集期間

令和7年5月7日（水） から 令和7年11月28日（金）まで

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

7 注意事項

- ① 本補助金の交付決定を受ける前に、工事の契約又は工事に着手された場合は、本補助金の対象となりません。
- ② 令和8年2月末までに完了する改修工事が対象となります。
- ③ 各書類の提出期限が守られない場合は補助金の支払いができないことがあります。
- ④ 用途変更を伴う改修工事の場合は、建築基準法の規定による用途変更の申請が必要になるとことがあります。

詳しくは、建築課指導係（電話 0848-38-9245）までお問い合わせください。

- ⑤ このお知らせは、令和7年度の内容を掲載しています。制度の内容は、年度毎に、又は年度中に変更される場合があります。

【お問い合わせ先】

尾道市 建設部 まちづくり推進課 住宅政策係

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

TEL 0848-38-9347